

みやぎ型管理運営方式
モニタリング基本計画書（案）に関する検討事項

令和2年1月15日

モニタリング基本計画書の構成

第1. 総論

第2. モニタリングの実施方法

第3. 契約内容の遵守状況に応じた措置

第4. 事業終了時のモニタリング

太字箇所：第4回委員会にて特にご議論いただきたい点

第4回委員会における検討事項

レベル4（外部に影響が及ぶ重度の要求水準違反）に分類している項目のうち、安定的な水の供給を阻害する行為については別途レベルを分けるべきか。

要求水準違約金の額が抑止力となるような金額となっているかどうか。

要求水準違約金額検討の前提

- 前回のPFI検討委員会には、要求水準違反の程度に応じて、レベル1～4の事象を設定することで提案した。
- レベル1～4の要求水準違反は、県が運営権者に対し要求水準違反の状況を改善させ、継続的な事業運営を求めていくべきものである。
- それらの事象を上回る重大な事象に関しては高額な違約金が必要ではないかとの意見があった。

※レベル4を超えるような事象（法定水質基準を満たさない水が、断水せずに供給されてしまうような事象）は本来は想定されず、万が一起きた場合には直ちに契約解除することも検討すべきである。

要求水準違反レベル別の事象

モニタリングの結果，県が認識した事象を程度（レベル）で評価。

		レベル1 軽微な不備	レベル2 外部に影響が及ばない 中程度の要求水準違反	レベル3 水質に関する 県基準違反	レベル4 重度の要求水準違反 (法令違反)	レベル5 安定的な水の供給を阻 害する要求水準違反
事象	上			<ul style="list-style-type: none"> 水道水質に関する県基準未達 	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者事由での法定水質基準未達（送水停止をすることで，市町村受水槽への供給は行ってない） 法定点検の未実施 その他法令違反 	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者事由で法定水質基準を満たさない水を市町村受水槽に供給
	中	<ul style="list-style-type: none"> 不衛生状態の放置 ユーティリティ備蓄の不足 設備の故障の頻発等 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な点検（法定点検を除く）の未実施 頻発する設備の故障の放置等 	<仙塩> <ul style="list-style-type: none"> 濁度，水素イオン濃度についての県基準未達 <仙台北部> <ul style="list-style-type: none"> 濁度についての県基準未達 ※原水供給である仙台圏は対象外	<ul style="list-style-type: none"> 法定点検の未実施 その他法令違反 	—
	下			<ul style="list-style-type: none"> 放流水質に関する県基準未達（水質日常試験・中試験結果の月平均値が県基準未達である場合，ただし原因が，悪質排水の流入等の場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 放流水質に関する法定基準未達（水質日常試験・中試験結果の月平均値が法定基準未達である場合，ただし原因が，悪質排水の流入等の場合を除く） 法定点検の未実施 その他法令違反 	—

他のレベル4の項目とは性質が異なるため，レベル5とする。

要求水準違反があった場合の県による対応

【レベル1～4】

- モニタリング結果を受けて、運営権者は改善計画を策定し、県は承認をする。県は、運営権者に対し改善計画に基づき改善措置を取らせるが、改善期間（要求水準違反発生後、県による次の段階の対応を猶予する期間）内に改善が見られなければ、県は次の段階の対応を実施し、最終的に運営権者は違約金を支払うことになる。
- レベル4（重度の要求水準違反又は法令違反）の事象が発生した場合には、運営権者は即、要求水準違約金を支払わなければならない。
- 要求水準違反が一定期間内に改善されたとしても、再発監視期間（要求水準違反が改善した後、違反を再発しないか監視する期間）に再発した場合には、県の次の段階の対応を実施する。
- 支払命令の対応にも関わらず、改善が行われていると認められない場合、実施契約に基づき、県は、実施契約を解除することができる。

【レベル5】

- レベル5に相当する事象が生じた場合、県は運営権者との契約解除について検討（(仮)経営審査委員会へ内容を報告し意見を受ける）する。運営権者は県の検討結果に従うとともに、契約解除の場合は、9事業全体の契約解除違約金又は、契約を継続する場合は個別事業の契約解除違約金相当額を支払わなければならない。なお、レベル5に相当する事象が生じた場合の契約解除違約金は、事象の重大性に鑑みて、運営権者事由による他の契約解除の場合に課される契約解除違約金よりも高額な違約金を設定するものである。

県による 対応	レベル1 軽微な不備	レベル2 外部に影響が及ばない 中程度の要求水準違反	レベル3 水質に関する 県基準違反	レベル4 重度の要求水準違反 (法令違反)	レベル5 安定的な水の供給を阻 害する要求水準違反
勧告	●	—	—	—	—
命令	●	●	●	—	—
命令 (支払命令)	レベル1の違約金	レベル2の違約金	レベル3の違約金	レベル4の違約金	✕ 契約解除違約金

要求水準違約金額の検討① レベル4, 3

- レベル4（重度の要求水準違反又は法令違反）の一日当たり違約金額は、一日当たり運営権者収受額を基準に設定。
- レベル4の違約金額を基準に一定率を乗じ、レベル3（水質に関する県基準違反）の違約金額を設定。
- 3事業について、それぞれ最も高い違約金を採用する。
- 違約金額は、一日当たり違約金額に、違約金発生から要求水準違反解消までの期間（日単位）を乗じて算定する。

要求水準違約金額の検討② レベル2, 1

- レベル1, 2の違約金額は, 全事業で一律とする。
- 金額設定に当たり, 内閣府「契約に関するガイドライン」を参考にし, 一日当たり運営権者収受額に▼▼%の率を乗じる。
- レベル1, 2の一日当たり違約金額
= 一日当たり運営権者収受額 △△円 × ▼▼% ÷ 9 (※) × 一定率
※ 要求水準違反を犯すことの重みは, 9個別事業ごとに変わらないため, 9で除す。
- 上記式における「一定率」について, レベル2, 1それぞれに設定。
 - レベル2 : ××% → ●●円/日
 - レベル1 : ××% → ●●円/日
- 違約金額は, 一日当たり違約金額に, 違約金発生から要求水準違反解消までの期間 (日単位) を乗じて算定する。

契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について (抜粋)

5-5 違約金 3. 違約金の支払い額 (施設の完工前)

施設完工前の選定事業者の帰責事由による解除時に, 選定事業者が管理者等に支払う違約金の額の設定については, 標準約款第47条第2項の規定における[注]を参考として, 建設工事費相当の対価の額の100分の10 (場合によっては100分の20) に相当する額とする考え方などがある。

契約解除違約金額の検討（レベル5）

- レベル5に相当する要求水準違反をし、契約解除する場合の契約解除違約金は、1年当たり運営権者収受額を基準に、内閣府「契約に関するガイドライン」を参考に、▼▼%を乗じ算定する。

【参考】契約解除違約金額の検討（レベル5）

- 契約解除違約金算定の基準として、運営権者が負担する更新費用（残存価値控除後）を用いることも考えられる。
- 契約解除違約金は、内閣府「契約に関するガイドライン」を参考に算定した場合、同ガイドラインで示されている10%又は20%を採用するかで、額が大きく異なることから、2通りの算定結果を示す。

	運営権者が負担する更新費用 (残存価値控除後)	10%	20%
大崎広域水道	約〇〇億円	■ ■ 億円／件	■ ■ 億円／件
仙南・仙塩広域水道	約〇〇億円	■ ■ 億円／件	■ ■ 億円／件

【参考】違約金額の検討（フランスのアフェルマージュにおけるペナルティの設計事例）

- 違約金額を一定額にする例や、売上高に対して一定率をかける例が見られた。

都市名 (すべてフランスの都市)	適用されるケース	ペナルティの金額・率 (金額は€1 = 120.65円で計算)
メトロポール・ド・リヨン	KPI130項目のうち、80項目がペナルティに反映される	最大で売上の6%まで → 概算値：約8.5億円(※)
メトロポール・デクス・マルセイユ・プロバンス	KPI 54項目について未達の場合	最大で売上の5%まで → 概算値：約9億円(※)
カンヌ	目標としていた漏水率15%が未達の場合	2011年から5年間は目標未達のペナルティとして年間36,195千円(€30万)の支払いを実施
アジャン	12時間を超えて飲料水供給が不当に中断された場合	12時間超から一日当たり60,325円(€500)

※ 1日当たり給水量、1m³当たりの単価、有収率に基づき試算。

出典：浜松市「フランス水道分野における官民連携現地調査報告書」
日本政策投資銀行「欧州等の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について（2）」等